

泉大津市くらし応援クーポン券事業実施要綱

目的

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を緩和するため、「市民への生活支援」と「市内事業者への支援」により市民の暮らしを支えるとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とした泉大津市くらし応援クーポン券の発行等の事業について、必要な事項を定める。

定義

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- くらし応援クーポン券 前条の目的を達成するために、市長によって交付される文書をいう。
- 交付対象者 令和4年8月1日（以下「基準日」という。）において、泉大津市の住民基本台帳に記録されている者とする。
- 特定取引 くらし応援クーポン券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証券その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったくらし応援クーポン券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。なお、特定事業者として登録できる者は、別表1に定める事業者又は市長が認める者とする。
- 取次機関等 特定事業者から換金の申出のあったくらし応援クーポン券を市長に取り次ぐ機関等をいう。

くらし応援クーポン券の交付等

第3条 市長は、この要綱に定めるところにより、交付対象者にくらし応援クーポン券を交付する。

- くらし応援クーポン券の交付については、以下のとおりとする。
 - 交付対象者一人につき、3,000円分のくらし応援クーポン券を交付する。
 - 交付対象者へ交付したくらし応援クーポン券は、交付対象者が属する世帯主に集約し、一括で送付する。
- くらし応援クーポン券の一枚あたりの額面は、500円とする。

くらし応援クーポン券の使用範囲等

第4条 くらし応援クーポン券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- くらし応援クーポン券の使用期間は、令和4年9月1日から令和5年1月31日までの間とする。
- くらし応援クーポン券は、特定取引の対価が税込1,000円ごとに500円分（1枚）を使用できるものとする。
- くらし応援クーポン券は、一人につき発行する3,000円分のうち、2,000円分を全店舗共通券（A券）、1,000円分を中小店舗専用券（B券）とし、使用可能な範囲は、以下のとおりとする。
 - 全店舗共通券（A券）については、特定事業者の全ての店舗で使用できるものとする。
 - 中小店舗専用券（B券）については、特定事業者のうち、別表2に定める事業者の店舗でのみ使用できるものとする。

- くらし応援クーポン券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- くらし応援クーポン券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- くらし応援クーポン券は、以下に掲げるものに使用することはできない。
 - 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など）
 - 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
 - たばこ事業（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
 - 風俗営業法等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関わる支払い
 - 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - 医療費、介護サービス費など保険適用されるもの
 - その他市長が適当でないと認めるもの

特定事業者の登録等

第5条 市長は、別に作成する募集要領を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に取扱店登録証明書を交付する。

特定事業者の責務

第6条 特定事業者は、特定取引において、くらし応援クーポン券の受け取りを拒んではならないこと、くらし応援クーポン券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築すること、その他の前条の募集要領に定める事項を遵守しなければならない。

- 市長は、特定事業者が前条の募集要領に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

くらし応援クーポン券の換金手続

第7条 市長は、特定取引においてくらし応援クーポン券が使用された場合は、特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 前項の場合において、特定事業者は、別に市長が定める取次機関等に、第5条第1項の規定により交付を受けた取扱店登録証明書を提示するとともに、令和5年1月31日までの特定取引において受け取ったくらし応援クーポン券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出ることとする。
- 換金の方法は、特定事業者の金融機関の口座への振替の方法による。口座振替は、特定事業者から換金を申し出た日から起算して10営業日（土・日・祝日及び年末年始を除く。）以内に取次機関等が換金の申出を受けたくらし応援クーポン券について行う。
- 特定事業者は、取次機関等に対し、令和5年2月28日までにくらし応援クーポン券の換金を申し出なければならない。

くらし応援クーポン券に関する周知等

第8条 市長は、くらし応援クーポン券事業の実施に当たり、くらし応援クーポン券の交付対象者、使用方法、使用期間等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

不当利得の返還

第9条 市長は、くらし応援クーポン券の交付後であって令和5年3月31日までに当該交付された者が交付対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握した時は、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

- 一 返還対象者がクーポン券を使用する前にあっては、返還対象者にクーポン券の返還を求める。
- 二 返還対象者がクーポン券を使用した後については、返還対象者にクーポン券を使用した額に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続きクーポン券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

事務の委託

第10条 市長は、第3条、第5条、第7条及び第8条にかかる事務について、委託することができる。

その他

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

別表1（第2条関係）

特定事業者として登録できる事業者
特定事業者として登録できる事業者については、以下の要件を全て満たす事業者の店舗とする。
1. 店舗の所在地が泉大津市内であること。または、北助松商店街振興組合に加盟している店舗であること。
2. 以下のいずれの事業者にも該当しないこと。 (1) 風俗営業法等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者 (2) 特定の宗教、政治団体と関わる事業者や公序良俗に反する事業を営むもの (3) 医療機関、介護サービス業、調剤薬局など保険適用される事業者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者 (5) その他市長が適当でないと認めるもの
3. 本実施要綱第4条第7項の各号に定めるもののみを取り扱う事業者でないこと。

別表2（第4条関係）

B券（中小店舗専用券）の使用可能店舗
B券（中小店舗専用券）の使用可能店舗については、以下の2つの条件をいずれも満たす事業者の店舗とする。
1. 当該店舗の業種、業務形態がスーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ディスカウントショップでないこと
2. 中小企業基本法第2条で定める事業者（みなし大企業、大企業とフランチャイズ契約を締結している事業者を除く）の店舗であること